

宮崎市防災ラジオの有償配付に関する要綱

平成29年12月26日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時において市民等へ適切な緊急情報等をより確実に伝達することを目的とした宮崎市防災ラジオ及び屋内用外部アンテナ（以下「防災ラジオ等」という。）を、予算の範囲内において有償配付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 緊急情報等

津波予報、気象特別情報、避難情報、その他の災害緊急情報及び市長が特に必要と認める情報をいう。

2 防災ラジオ

市の防災行政無線と連動して宮崎サンシャインFM放送局から発信される緊急割込放送の自動起動機能を備えたラジオをいう。

3 モニタリング

有償配付希望者が、防災ラジオ等において宮崎サンシャインFMの放送を受信できるか検証することをいう。

4 配付予定台数

当該年度の予算の範囲内で、有償配付の用に供するために市が購入する防災ラジオ等の台数をいう。

5 津波浸水が想定される自治会区域

本要綱においては、平成25年12月作成の宮崎市津波ハザードマップに記載された津波浸水が想定される区域または別表第1に定める自治会が所管する区域をいう。ただし、自治会が解散している場合でも、住民の新しい自治会区域の設定がない場合は、継続して同区域として取り扱うものとする。

また、自治会が存在していない空白地帯については、最も近い位置に隣接している自治会に津波浸水の想定がなされている場合、同区域とみなすものとする。

6 避難を支援する者

別表第2の区分1に該当する者の避難を支援する自治会役員及び民生委員、福祉協力員、消防団員、自主防災隊員をいう。

7 要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

(配付の対象)

第3条 有償配付の対象は、市内に居住する者（以下「市民」という。）、自治会、市内に所在する法人及び任意団体（以下「法人等」という。）とする。

2 防災ラジオ等の有償配付の台数は、1世帯につき1台（自治会の場合は別表第2の区分1に該当する者及び避難を支援する者1名につき1台、法人等の場合は1等につき1台）を限度とする。ただし、市長が特に必要と認める場合については、この限りでない。

(モニタリングの実施)

第4条 防災ラジオ等の有償配付を希望する者は、宮崎市防災ラジオ等モニタリング実施申込書（様式第1号）を管理者に提出することにより、市が所有する防災ラジオ等（以下「モニタリング用防災ラジオ等」という。）をもってモニタリングを実施することができるものとする。

2 モニタリング申込者は、モニタリング用防災ラジオ等の貸与を受けた日から10日以内に返却しなければならない。

(モニタリング用防災ラジオ等の復旧)

第5条 モニタリング申込者が、故意又は過失により、モニタリング用防災ラジオ等を汚損、破損又は紛失した場合には、速やかに市に報告するとともに、モニタリング申込者の責任をもって弁償しなければならない。

(申し込み)

第6条 防災ラジオ等の有償配付を希望する者は、宮崎市防災ラジオ等有償配付申込書（様式第2号）（以下「有償配付申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 自治会や法人等が、複数の者や事業所等を対象とした有償配付を希望する場合は、あらかじめ配付予定者の同意を得た上で、配付予定者名簿（様式第5号）を添付しなければならない。

3 屋内用外部アンテナの有償配付を希望する者は、有償配付申込書に、屋内用外部アンテナの希望を記載のうえ、市長に提出するものとし、防災ラジオの有償配付の決定を受けた場合にのみ、有償配付を受けられるものとする。

(申し込みの取り下げ)

第7条 有償配付を申し込みした者（以下「申込者」という。）が申し込みの取り下げを申し出た場合、市長は申し込みを取り下げることができる。

2 申込者が申し込みの取り下げを申し出た場合、市長は、購入負担金の徴収を行わないこととし、すでに入金がされている場合は、返金を行うものとする。

3 購入負担金をすでに入金している場合、申込者は、宮崎市防災ラジオ取下げ兼還付願い（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(有償配付の決定及び通知)

第8条 市長は、第6条第1項により有償配付の申し込みを受けた時はこれを審査し、適当と認めるときは、有償配付の決定をするものとする。

2 市長は、有償配付の決定をしたときは、宮崎市防災ラジオ等有償配付決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

(有償配付の繰り越し)

第9条 前条第1項における決定者のうち、在庫切れにより購入できなかった者については、次年度に繰り越して有償配付することができるものとする。

(購入負担金)

第10条 防災ラジオ等の有償配付に係る購入負担金は、別表第3に定める額とする。

(引渡し)

- 第11条 市長は、第8条により有償配付の決定をしたときは、申込者に、引渡しの日時、場所等を書面により通知及び購入負担金の納付書を送付し、購入負担金の納付確認後、防災ラジオ等を引き渡すものとする。
- 2 品物引渡し後の返品については、正当な理由がある場合を除き、受け付けないものとする。

(有償配付の取り消し)

- 第12条 市長は、防災ラジオ等の有償配付の決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、有償配付の決定を取り消し、又は既に配付した当該防災ラジオ等を返還させることができるものとする。
- (1) 申込者が偽り又はその他の不正な方法により、防災ラジオ等の有償配付の決定を受けたとき
- (2) 有償配付の決定した者が正当な理由または購入の意思がなく、納付書の期限の30日後までに購入負担金を納付しないとき。
- 2 市長は、有償配付の決定を取り消したときは、宮崎市防災ラジオ等有償配付取消通知書(様式第4号)により、申込者に通知するものとする。

(転売等の禁止)

- 第13条 防災ラジオ等の有償配付の決定を受けた者は、防災ラジオ等を他に転売又は譲渡することはできないものとする。

(維持管理等)

- 第14条 防災ラジオ等の使用に係る電池の交換、修理、その他受領後に要する一切の経費は、防災ラジオ等の有償配付の決定を受けた者が負担するものとする。

(委任)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年 1月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 2月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 4月 6日から施行する。

(別表第1)

津波浸水が想定される自治会区域

地域名	自治会名
中央東地域	宮崎駅前地区、宮田区、堀川町、堀川東部、瀬頭、吾妻町、松山、本町あさひ、川原町、永楽前原町
小戸地域	鶴島、松橋、末元
櫛地域	出来島町、高洲町、潮見町、中西、小戸町、大王、曾師、曾師北、昭和一の宮、中原、一の宮町南、中原南団地、今村、稗原町、寺ノ下、西中吉村町北中地区、大町、引土、東引土、櫛団地、吉村浮之城、えだばる新別府、一ツ葉美松、阿波岐原町、阿波岐原町前浜、田代、小戸町二区一の宮住宅、大町前団地、新別府西、高洲二区
大淀地域	太田北、中村、淀川、谷川、大淀団地
赤江地域	中恒久、下恒久、南恒久、上城ヶ崎、中城ヶ崎、下城ヶ崎、宝泉町橋之元、津屋原、中ノ又、古川、姥ヶ島、川口、緑松北、緑松中緑松南、緑ヶ丘、赤江工業団地、赤江東苑、ひえだ第一苑、飛江田飛江田あさひ住宅、田吉、下鶴、三ノ橋住宅、MAC 城ヶ崎コート赤江、空港南、浜畑、(旧) 空港前、(旧) 椿苑、(旧) 緑光苑自治会
本郷地域	郡司分、松崎、下南方、上南方、東宮花の森一丁目
木花地域	加江田1区、加江田2区、加江田3区、学園桜1、木崎上、木崎下島山、熊野区、今江区、木花区、宮ヶ田瀬、学園桜2
青島・内海地域	青島1区、青島2区、青島3区、青島4区、青島5区、青島6区 青島7区、青島8区、青島9区、青島10区、青島11区、青島12区 青島13区、青島14区、青島15区、青島16区、青島17区 青島18区、青島19区、青島20区、青島21区、青島22区 青島23区、青島西区
佐土原地域	大炊田、東町、上町、旭町、仲町、新町、熊牟田、明神山、永田一区田ノ上、徳ヶ淵、福島、元村、二ツ立、平松地区、東小牧、平小牧、原奈良木

(別表第2)

有償配付における区分

区分	区分
1	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水が想定される自治会区域に居住する、満75歳以上又は本年度満75歳に達する者 津波浸水が想定される自治会区域に居住し、次の手帳の交付を受けている者(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等)
2	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水が想定される自治会 津波浸水が想定される要配慮者利用施設 避難を支援する者 (自治会役員・民生委員・福祉協力員・自主防災隊員・消防団員等) ※津波浸水が想定される自治会区域内に居住していること。 消防団員においては、所属する分団の管轄区域に津波浸水が想定される自治会区域が含まれていること。

3	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水が想定される自治会区域外に居住する、満75歳以上又は本年度満75歳に達する者 津波浸水が想定される自治会区域外に居住し、次の手帳の交付を受けている者（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等）
4	<ul style="list-style-type: none"> 区分1から区分3の要件以外で市内在住の者、法人等、津波浸水が想定される区域外の自治会等

(別表第3)

防災ラジオ等の有償配付に係る購入負担金

区分	金額
別表第2有償配付における区分1及び区分2の者	2,000円 (1台あたり)
別表第2有償配付における区分3及び区分4の者	実費相当額
屋内用外部アンテナの配付を希望する者	実費相当額

管理者 殿

宮崎市防災ラジオ等モニタリング実施申込書

宮崎市防災ラジオの有償配付に関する要綱第4条第1項に基づき、モニタリングを実施するため、モニタリング用防災ラジオ等の貸与を申し込みます。

なお、この申込書に記入したことは、事実と相違なく、防災ラジオ等を汚損、破損又は亡失した場合は、実費弁償することを誓約します。

住所 (所在地)	〒 宮崎市		
申込者氏名 (法人等名称)			
世帯主氏名 (代表者氏名)			
日中の連絡先	自宅 (会社等)	()	—
	携帯電話	()	—
備考			

宮崎市防災ラジオ等モニタリング実施承認通知書

上記の申し込みについて、以下のとおり条件を付して実施を承認し、モニタリング用防災ラジオ等を貸与します。

記

貸与期間： 年 月 日 から 年 月 日まで

返却先：

貸与条件：汚損、破損又は亡失した場合は、速やかに市へ連絡のうえ、実費弁償すること。

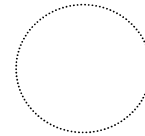
注意事項：○貸与後は、10日以内にモニタリングを実施してください。

○モニタリング実施後は、貸与期間にかかわらず速やかに返却してください。

年 月 日

管理者

宮崎市防災ラジオ等有償配付申込書



宮崎市長 殿

以下のことを確認・同意の上、「宮崎市防災ラジオの有償配付に関する要綱」に基づき、以下のとおり防災ラジオ等の有償配付を申し込みます。

①申込年月日	令和 年 月 日			
②申込者	住所	〒 - (日中の連絡先: - -) 宮崎市		
	氏名	フリガナ	世帯主(代表)	
			自治会名	
生年月日	明・大 昭・平 年 月 日 令 (満 歳)	区分1の方の手帳の有無	あり・なし ※「あり」の場合は、手帳の写しを添付	
③確認事項・同意事項 (確認・同意○)	ラジオ設置予定場所において、宮崎サンシャインFM (76.1MHz) を受信できます。			
	申込内容について、市関係課に照会又はシステムにより閲覧することに同意します。			
	本事業の趣旨を十分に理解しているので、ラジオの譲渡・転売はいたしません。			
④申込区分 (裏面で区分を確認し○ で囲む)	区分1 ・ 区分2	2,000円 (1世帯1台に限る)		
	区分3 ・ 区分4	実費相当額 (1万円程度)		
※複数の者や事業所等に配付する場合は、様式第5号の提出が必要です。 購入金額は、それぞれの該当区分で異なりますので、様式第5号に記載してください。				
⑤屋内用外部 アンテナ追加購入 (いずれかに○)	希望する ・ 希望しない (販売価格: 実費相当額 (1,300円程度)) ※ラジオ設置予定場所での受信状況が良好でない場合、屋内用外部アンテナを購入できます。			
⑥この後の流れ (確認・同意○)	申込書の提出	通知書の確認	代金の支払い	商品の受取り
	お近くの ・総合支所 ・地域センター ・地域事務所 ・危機管理課 に提出して下さい。	⇒ 申込書の審査後、危機管理課より決定通知書を送付します。 (約2週間後) ※在庫切れの場合は、商品入荷後の送付となります。	⇒ 決定通知書に同封の納付書にて、銀行や郵便局等で支払いを行って下さい。	⇒ 支払いの領収書を持って、申込書を出した窓口で、商品を受け取ってください。

※上記個人情報は、宮崎市防災ラジオ等の有償配付に関する事務の範囲にのみ使用します。

※防災ラジオは、常に受信できる状態で待機するため、電源としてコンセントの使用を推奨します。
(電池のみで使用する場合は2～3日程度で交換が必要です)

防災ラジオの購入手続きや受け取りを委任する場合は、下記も記入してください。

私(委任者)は、下記の者(受任者)に防災ラジオ等の有償配付に関する手続きの一切を委任します。	
委任者氏名: _____ ㊞ _____	令和 年 月 日
受任者氏名: _____	日中の連絡先: - -
受任者住所: (〒 -) _____	委任者との関係: _____

宮崎市防災ラジオ等有償配付決定通知書

宮 危 第 号
年 月 日

様

宮崎市長

印

年 月 日付けで申し込みのあった災害情報配信事業における宮崎市防災ラジオ等の有償配付については、以下のとおり決定したので、宮崎市防災ラジオの有償配付に関する要綱に基づき通知します。

なお、宮崎市防災ラジオ等の配付方法につきましては、別紙をご覧ください。

記

- 1 購入負担金額
- 2 有償配付決定の内容
- 3 有償配付決定に付した条件

様式第4号

宮崎市防災ラジオ等有償配付取消通知書

宮 危 第 号
年 月 日

様

宮崎市長

印

年 月 日付け宮危第 号で有償配付が決定した災害情報配信事業における宮崎市防災ラジオ等の有償配付については、以下のとおり決定を取り消したので宮崎市防災ラジオの有償配付に関する要綱に基づき通知します。

記

- 1 取消決定の内容
- 2 取消理由

文書取扱：危機管理部 危機管理課
防災対策係
電話 0985-21-1730

宮崎市防災ラジオ等申込取下げ兼還付願い

年 月 日

宮崎市長 殿

申請者
住所

氏名

年 月 日付け宮危第 号で有償配付が決定した災害情報配信事業における有償配付については、以下の理由により、申込を取り下げさせていただきます。

また、既に支払った宮崎市防災ラジオ購入負担金につきましては、「宮崎市防災ラジオの有償配付に関する要綱」第7条に基づき、還付いただきますようお願いいたします。

記

1 取下げ理由

2 還付金額 金 _____ 円

3 振込口座

金融機関名 _____

支店名 _____

口座種類 _____

口座番号 _____

フリガナ

口座名義 _____